

## 独占禁止法基本問題懇談会（第9回）議事概要

平成18年3月8日

1 日時 平成18年3月6日（月）13：30～16：10

2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室

### 3 出席者

座長	塩野 宏	東京大学名誉教授
座長代理	金子 晃	慶應義塾大学名誉教授
委員	石井 卓爾	三和電気工業株式会社代表取締役社長
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	榎野 信治	読売新聞東京本社論説委員
	神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
	古賀 伸明	日本労働組合総連合会事務局長
	小林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	佐野 真理子	主婦連合会事務局長
	角田 真理子	明治学院大学法学部助教授
	西田 典之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	根岸 哲	神戸大学大学院法学研究科教授
	浜田 道代	名古屋大学大学院法学研究科教授
	日野 正晴	駿河台大学法科大学院研究科長
	増井 和男	慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
	松井 彰彦	東京大学大学院経済学研究科教授
	村上 政博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	村田 恒子	松下電器産業株式会社パナソニックシステム ソリューションズ社法務グループマネージャー
	諸石 光熙	住友化学株式会社特別顧問
	山本 孝宏	弁護士

(専門調査員) 今井 法政大学教授、岩橋 東京大学助教授、川出 東京大学教授、  
中川 神戸大学教授

(その他) 公正取引委員会 伊東 経済取引局長

(事務局) 内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 西 室長、別府 次長、  
寺川 参事官

#### 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 専門調査員からの補足説明
- (3) 課徴金に係る制度の在り方について
- (4) 閉会

#### 5 専門調査員からの補足説明の概要

- (1) 米国を担当する岩橋専門調査員は今月をもって退任することとなり、神戸大学法学部の中川丈久教授に専門調査員をお願いすることとなった。
- (2) 今井専門調査員から、イギリスおよびフランスにおける法律違反行為に対する措置について、Financial Penalty の性格や算定方法、その要件としての故意・過失の性格、調査手続における権利保障等について説明があった(資料1参照)。
- (3) 岩橋専門調査員から、米国における法律違反行為に対する措置について、Civil Penalty の主観的要件・算定方法、反トラスト法における連邦政府機関相互及び連邦と州の関係、Criminal Penalty の算定方法等について説明があった(資料2参照)。
- (4) 川出専門調査員から、ドイツ競争法とEU競争法との関係、競争制限法違反に関わる主体の相互関係、過料に関するリーニエンシープログラムと刑罰との関係等について説明があった(資料3参照)。

#### 6 資料説明

事務局から、独占禁止法の課徴金について(資料4)、主要国の制裁金等について(資料5)、諸外国における競争法違反に対するサンクションの概要について(資料6)、事務局補足資料(資料7)について説明があった。

その後、これらの説明に対して、質疑応答が行われた。

## 7 討議

課徴金に係る制度の在り方について、討議を行った。出された意見の概要は以下のとおり。

### (1) 現行の課徴金制度について

- ・ 改正法で課徴金が引き上げられたとき、「不当な経済的利得は売上高の平均 16.5%である」との説明があったが、算定率が 10%では抑止力は十分ではないのではないかと。また、事業規模及び業種により算定率に最大 10 倍の差が設けられているのはおかしいのではないかと。
- ・ 課徴金算定期間の上限は、3 年間とされているが、この期間以上継続したカルテルも実際にはあるのだから、この上限は見直す必要があるのではないかと。
- ・ 課徴金減免制度を導入したが、その活用状況を公表すべきではないかと。

### (2) 刑事処罰について

- ・ 独占禁止法における法人に対する刑事処罰については、以下のような問題があると考えるので、法人に対しては課徴金、個人に対しては刑事罰による抑止を図るべき。

独占禁止法は事業者を取り締まるものであるのに、両罰規定により、法人は従業員の選任監督の責任を問われる形で処罰されるのは矛盾している

刑事手続においては「合理的な疑いを入れない程度」まで犯罪行為の立証が必要となるが、密室性の高いカルテル等について、これを求めることは実務上困難、また、刑事訴訟では公正取引委員会は告発しかできず、その専門性を活かさない

課徴金と刑事罰の併科が二重処罰にあたるという懸念は払拭されていないのではないかと

- ・ 課徴金と刑事罰の問題については、刑事罰引き上げの際に公正取引委員会の研究会においても議論が行われており、このときの議論を整理すべき。
- ・ 行政上の措置と刑事罰の役割分担の在り方について考える際、刑事罰が、違反行為に対する謙抑性・最終手段性を持つものであり、かつ、

刑事罰は必要であることを意識して議論する必要がある。

### (3) いわゆる行政制裁金と課徴金の比較について

- ・ 上限を定めた上で、賦課金額の算定・賦課については行政庁の裁量に任せるという「行政制裁金」を導入する必要性については、課徴金のように画一的に算定する方法より、実状に応じた算定ができることにより、抑止力を適切に確保できること、競争法違反には様々な類型があることから、算定は個別に判断する必要があることが挙げられる。
- ・ 欧州の行政制裁金については、算定の裁量性があることについて、透明性・予測可能性の観点から問題があるとの批判もあり、また、独占禁止法の課徴金の算定における画一性について評価する意見もあることに留意する必要がある。
- ・ 平成17年9月13日最高裁判決(資料4参照)は、改正前の課徴金制度についての判示であるが、改正後の課徴金制度も認識しつつ検討されたと考えられ、執行の迅速さを確保するための制度の簡易性については望ましいとされているのではないかと。
- ・ 課徴金算定方法は簡易である必要性は認められるが、社会状況の変化の中で明確性・透明性の要請もあり、国民の理解を得る必要がある。

### (4) 証券取引法との関係

- ・ 証券取引法における課徴金は、刑事手続で公訴の提起が行われた場合、その推移を見るために手続が一時停止するという仕組みと理解しているが、独占禁止法において、このような調整は行われていない。刑事裁判の結果を待つのが行政庁の姿勢ではないか。
- ・ 行政上の措置には、これを迅速に、かつ時機に応じて行わなければならないという要請もある。
- ・ 排除措置については迅速性が求められるという主張はあるだろうが、課徴金についてもこうした要請があるかについては、異なった考え方ができるのではないかと。処分に制裁性があるのであれば、適正手続の保障が求められるともいえるので、区別して考えたほうがよいのではないかと。
- ・ 現行の証券取引法については、抑止力の点で批判があり、今後見直すべきとの議論がある。したがって、独占禁止法の検討に際してモデルとなり得るのか検証する必要がある。

8 今後の予定

次回の会合（3月30日）では、引き続き、「課徴金に係る制度の在り方」について議論することとされた。

（文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室）